

動薬協会発 61 号
令和 4 年 7 月 20 日

公益社団法人日本動物用医薬品協会
会員各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会
理事長 池田 一樹
(公 印 省 略)

夏季休暇期間中におけるアフリカ豚熱、口蹄疫、豚熱等の防疫対策の徹底について

平素より協会事業にご理解とご支援を賜り、御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、別添のとおり動物衛生課長通知（4 消安第 2147 号）がありましたので、お知らせします。

4 消安第2147号
令和4年7月15日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

夏季休暇期間中におけるアフリカ豚熱、口蹄疫、豚熱等の防疫対策の徹底について

このことについて、別添のとおり都道府県畜産主務部長宛てに通知いたしましたので、御了知の上、円滑な防疫対策の実施につき御協力方お願いいたします。

また、貴職におかれましては、家畜防疫の重要性を十分に御理解の上、傘下会員各位に対し広く周知されますとともに、関係者に対しても必要に応じて適切な対応がなされるよう御指導方よろしくお願いいたします。

写

4 消安第2147号
令和4年7月15日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

夏季休暇期間中におけるアフリカ豚熱、口蹄疫、豚熱等の防疫対策の徹底
について

アフリカ豚熱、口蹄疫、豚熱等に係る防疫対策については、特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要があるものとして、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第1項に規定する特定家畜伝染病防疫指針に基づき実施するほか、「ゴールデンウィークにおける豚熱、アフリカ豚熱、口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の徹底について」（令和4年4月25日付け4消安第629号農林水産省消費・安全局長通知）等により、畜産関係者に対する飼養衛生管理の確認及び指示、万が一の発生時のまん延防止対策の徹底等を繰り返しお願いしてきたところです。

口蹄疫は依然としてアジアで広く発生しており、本年（2022年）5月以降、インドネシアにおいて1983年以来となる口蹄疫の発生が複数件報告され、さらに7月には観光地として有名であるバリ島においても発生が確認されています。アフリカ豚熱については、近年、ヨーロッパ及びアジア（日本、台湾等の一部の国・地域を除く）地域において発生が拡大しており、本年5月には観光地であるイタリアのローマ近郊の野生イノシシで、さらに6月には飼養豚においても発生が確認されているところです。

2019年より世界的に人への感染が継続していた新型コロナウイルス（COVID-19）につきましても、各国・地域からの流入リスクを総合的に勘案し、6月1日以降、一部の国・地域からの入国者に対する入国時検査の免除等がなされたところです。これに伴い、外国人入国者数の増加が見込まれており、アフリカ豚熱、口蹄疫等の発生地域からの人・モノの移動が増加することが予想されます。このようなことから、引き続き、我が国への家畜伝染病の病原体の侵入防止のため、防疫対策を徹底する必要があります。

日本国内の状況については、本年1月以降、北関東を中心に、豚熱ワクチン接種農場において6件の豚熱発生が確認されています。従前から繰り返しお伝えしています

が、予防的ワクチン接種のみで豚熱の発生を抑えることは困難であることから、ワクチンを接種した農場においても、豚熱に対し引き続き警戒いただくとともに、アフリカ豚熱等の家畜伝染病への対応も念頭に、飼養衛生管理の徹底等により、発生予防対策に万全を期することが不可欠です。

夏季休暇期間中においても、アフリカ豚熱、口蹄疫等の越境性動物疾病が我が国に侵入するリスクや、豚熱が飼養豚において発生するリスクは依然存在していることから、緊張感を緩めることなく、防疫対策に当たることが重要です。

つきましては、これらのリスクに対応するため、家畜の所有者をはじめ、市町村、関係機関、関係団体等に対して、下記の事項を周知いただき、アフリカ豚熱、口蹄疫、豚熱等の防疫対策に万全を期するよう指導の徹底を改めてお願いいたします。

記

1 畜産関係者等の海外渡航の自粛等の指導の徹底

各国・地域においてCOVID-19に伴う渡航規制が緩和される中ではあるが、畜産関係者等に対して、改めて、アフリカ豚熱、口蹄疫等の発生地域への不要不急の渡航を自粛するよう要請すること。

2 消毒及び衛生管理区域への病原体の持込みの防止の再徹底等

(1) 家畜の所有者に対し、必要のない者が衛生管理区域（特に畜舎）に立ち入ること又は不要な物を持ち込むことのないよう指導すること。衛生管理区域（特に畜舎）に立ち入る場合又は物を持ち込む場合には、専用の手袋・長靴の着用、手指の消毒、当該物品の消毒等を実施するよう指導すること。消毒に当たっては、適切な濃度の消毒薬を使用するとともに、踏込消毒槽など希釈後一定期間蔵置する消毒薬は、汚れた場合だけでなく、少なくとも1日1回は交換するよう指導すること。さらに、更衣・消毒後の清浄な衣服・機材等が再汚染しないよう適切な動線を確認するとともに、日常の飼養管理において各従業員・関係者がこれを徹底するよう所有者に指導すること。

(2) また、病原体の侵入及び感染拡大の大きな原因となる野生動物の侵入防止対策として、防護柵、防鳥ネットの設置や畜舎壁、天井の破損の点検等を指導すること。防護柵、防鳥ネットが未設置又は不適切な設置状況の農場に対しては引き続き指導するとともに、設置済の農場においても定期的な点検を行い、破損等を確認した際には速やかな修繕を実施するよう指導すること。

3 毎日の健康観察、早期発見及び早期通報の徹底

家畜の所有者、獣医師等に対して、家畜伝染病予防法第13条の2第1項及び第4項の規定に基づき、同条第1項の農林水産大臣が指定する症状及び同条第4項の

農林水産大臣の指定する検体を定める件（平成23年9月28日農林水産省告示第1865号）で定めるアフリカ豚熱、口蹄疫、豚熱等の特定症状について、改めて周知徹底するとともに、当該症状を呈している家畜を発見したときは、当該家畜又はその死体の所在地を管轄する家畜保健衛生所に速やかに届け出るよう指導すること。また、早期発見・早期通報できるよう、家畜の所有者に対して、飼養家畜の毎日の健康観察を入念に行うよう指導すること。

4 連携体制の確認・強化

アフリカ豚熱、口蹄疫、豚熱等に関する特定家畜伝染病防疫指針において、都道府県は、発生時には、近隣の都道府県との連携や、市町村、警察、獣医師会、生産者団体等の協力が必要となることを踏まえ、これらの関係者との間で連絡窓口の明確化、地域の家畜の飼養状況等の情報共有、発生時の役割分担等を行い、連携体制を整備することとされている。夏季休暇期間中であっても緊急時に万全な防疫措置を講じられるよう、連携体制を点検すること。

以上